

第9章 管理運営等

1 管理運営の独自性

当専攻は、筑波大学大学院ビジネス科学研究科の中の一教育組織である。また、当専攻を含めビジネス科学研究科の専任教員は、教育組織としての研究科ではなく、教員組織としての「ビジネスサイエンス系」に所属している。したがって、法曹専攻を含む研究科全体の教務事項を最終的に審議・決定するのは、ビジネス科学研究科運営委員会であり、また、当専攻の教員人事に関し最終的に審議・決定を行うのは、ビジネスサイエンス系人事委員会である。もっとも、研究科運営委員会及び系人事委員会においては、当専攻の決定を尊重すべき旨の申し合わせがなされている。

当専攻の重要事項を審議する会議体としては、教務事項を所管する「法曹専攻教育会議（以下「専攻教育会議」という。）」と、教員人事等につき審議する「法曹専攻教員会議（以下「専攻教員会議」という。）」とがあり、「専攻教育会議」については特任助教を含む当専攻専任教員全員で構成されているが、専攻教員会議については特任助教は含まれていない。専攻教育会議は原則として月1回、専攻教員会議は必要に応じて随時開催されている。

当専攻の適正な運営を図る目的で、専攻長、職務代行者、教務委員長、人事委員長及び入試委員長からなる「運営委員会」を設置し、専攻教育会議において審議されるべき運営の基本方針等について協議を行っている。

当専攻の運営を実効的に遂行するため、専攻教育会議の下に、教務委員会、入試委員会、自己点検評価委員会、予算・総務委員会、学生委員会、研究推進・広報委員会、紀要・図書委員会、施設委員会、継続教育委員会、FD委員会、教育プログラム委員会を設置し、また専攻教員会議の下には人事委員会が設置されており、個別の具体的課題について、適正かつ迅速に対応できる体制を整備している。また、当専攻の運営上の重要事項について助言を受けるため、学外有識者3名の委員を含む「有識者会議」、及び学内有識者からなる「アドバイザー・ボード」を置いている。

2 事務体制

本学東京キャンパス文教校舎3階「社会人大学院等支援室」（以下「支援室」という。）に配置された「法科大学院担当」の常勤職員2名（時期によってはさらに非常勤職員1名）が当専攻の、主として教務を対応している。さらに非常勤の事務補助員1名を同校舎5階の当専攻事務室に配置し、講義等のレジユメの印刷、配付及び管理、簡易な窓口対応、講義室・ゼミ室に設置された機器の管理等を行っている。

3 財政上の基盤

当専攻に配分される専攻予算は、主として教員数等を基準として算定されるビジネスサイエンス系予算からの配分額、及び、主として学生数等を基準して算定されるビジネス科

学研究科予算からの配分額によって構成されており、いずれも財政的基礎を満たすに足る配分が行われているといえる。当専攻の運営に係る財政上の事項については、当専攻の意見を踏まえ、主としてビジネスサイエンス系長及びビジネス科学研究科長を通じて、本学本部において当専攻の意見を聴取する機会が保障されている。

4 自己点検及び評価

「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱」の第1条によれば、「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況に係る自己点検評価は、法曹専攻自己点検評価委員会が行う」とされている。実施要綱3条は、自己点検評価の項目として以下をあげる。

- (1) 教育の理念及び目標に関する事項
- (2) 教育内容に関する事項
- (3) 教育方法に関する事項
- (4) 成績評価及び修了認定に関する事項
- (5) 教育内容等の改善措置に関する事項
- (6) 入学者選抜等に関する事項
- (7) 学生の支援体制に関する事項
- (8) 教員組織に関する事項
- (9) 管理運営に関する事項
- (10) 施設、設備及び図書館等に関する事項
- (11) 有職社会人学生の特性を踏まえた対策
- (12) その他自己点検評価委員会が必要と認める事項

これらの点検評価項目につき、自己点検評価委員会が、直近の認証評価から3年以内に自己点検評価を実施し、その結果を公表するものとしている（実施要綱4条）。

自己点検評価委員会は、自己点検評価の結果を、専攻教育会議で報告し、かつ、教育活動等の改善につき、専攻教育会議、教務委員会、FD委員会、その他委員会に勧告し、各委員会はこれに基づき具体的な対応策及び改善策を検討することとしている。すなわち、自己点検及び評価に関する一般事項については自己点検評価委員会が、教務事項その他の個別事項については教務委員会その他の個別委員会が、それぞれの観点から検討し、多面的な角度から、教育活動等の改善を図る仕組みとなっている。その結果、当専攻における教育活動等を改善するため、教務委員会、入試委員会、FD委員会及び分野ごとの科目部会が、自己点検評価委員会の勧告を踏まえ、教育活動等の改善に関する検討を行っている。

当専攻においては、自己点検及び評価の結果について、学外者による検証の機会を確保するため、3名の学外有識者委員による有識者会議を設置している。当専攻は、自己評価

報告書又は自己・点検評価報告書に基づいて有識者会議に報告を行い、その後も改善の進捗状況につき報告を行うなどして議論を重ねてきた。これまで有識者会議は11回開催されている。現在の学外有識者委員は下記の通り（50音順）。

伊藤茂昭（弁護士・元東京弁護士会会長・元日本弁護士連合会副会長）
小松夏樹（読売新聞東京本社教育部編集委員）
難波孝一（弁護士・元東京高等裁判所部総括判事）

5 情報の公表および保管

教育活動等に関する情報は、以下の方法によって積極的に公表している。

- 1) 研究科パンフレット刊行（年1回）
- 2) ウェブサイト（当専攻ウェブサイト及び筑波大学研究者総覧「TRIOS」を含む）による情報の提供
- 3) その他各種広報活動

直近の法科大学院認証評価を受けてから3年以内に、大学改革支援・学位授与機構の法科大学院認証評価基準を参考にしつつ、有職社会人に対象を特化した当専攻独自の視点も加味した自己点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価報告書」として作成し、これを当専攻のウェブサイト上で公表している。現在のところ平成19年および、平成23年にこれを作成し、当専攻ウェブサイト上で公表している。

当専攻では、法科大学院の教育活動等に関する重要事項である、(1)設置者、(2)教育上の基本組織、(3)教員組織、(4)収容定員及び在籍者数、(5)入学者選抜、(6)標準修了年限、(7)教育課程及び教育方法、(8)成績評価及び課程の修了、(9)学費及び奨学金等の学生支援制度について、(10)修了者の進路及び活動状況については、本学及び当専攻のウェブサイト、「大学院スタンダード」、「筑波大学東京キャンパス〈社会人のための夜間大学院〉」、「大学院案内リーフレット」、「筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」などにより、毎年度公表している。

教育活動及び研究活動等の状況を客観的に把握可能なものとするため、各教員の略歴や主たる業績は当専攻のウェブサイトで公表しているほか、各教員の活動状況の詳細は、オンライン業績登録システムである筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録することとされており、この内容は公表されている。

当専攻専任教員の研究成果を発表するための媒体としては、当専攻と、ビジネス科学研究科企業法学専攻との共同の紀要である「筑波ロー・ジャーナル」を年2回発行している。同紀要に掲載された論文は、PDF形式でネット上に全文公開されている。

「国立大学法人筑波大学法人文書管理規程」は、本学の業務に関する文書ごとに、保管

期間を定めている（例えば定期試験答案の場合5年）。さらに実施要綱5条では、認証評価の基礎となった情報を5年間保管するものとしている（学生には期末試験答案のコピーを渡している）。また、試験答案の他、専攻教育会議・各委員会に関わる書類、教務関係書類、入試関係書類、教職員勤務関係書類等が、評価機関等の求めに応じてすみやかに提出できるよう、法科大学院事務室等の書庫に保管している。

[特長]

・先の平成23年度「自己点検・評価報告書」において「課題」として指摘された事項のうちこれまでに相当数が改善されてきた（詳細は当専攻ウェブサイトにて公表されている、平成26年6月「自己評価報告書」92頁以下参照。）。

[課題]

該当なし。